

回転ハンガーの検査マニュアル

制定 平成7年8月22日
製品安全協会

I. 適用範囲について

- (1) 「回転ハンガー」とは、洋服掛けが回転する回転ハンガー（以下「ハンガー」という。）をいう。
- (2) 「主として金属製パイプで構成される」とは、洋服掛けやフレームのように強度が要求される部分が金属製パイプで構成されていることをいう。
- (3) 「移動可能な回転ハンガー」とは、住宅内の天井、壁、床等に固定するハンガーではなく、キャスター等によって移動できるハンガー及び持ち上げて移動することが可能なハンガーをいう。

II. 安全性品質について

1. 外観及び構造

(1) 認定基準 [3. 1. (1)]

- ① 「仕上げは良好」とは、外観上の変形、変質、表面損傷等がない状態をいう。
- ② 「身体を傷つけるおそれのある割れ、ばり、まくれ、突起等」には、組立時・使用時に使用者の手指が触れる部分も含むものとする。

(2) 基準確認方法 [3. 1. (1)]

- ・ 「目視、触感等」には、操作による確認も含むものとする。

(3) 認定基準 [3. 1. (2)]

- ① 「組立ては容易かつ確実にでき」とは、取扱説明書に明示されている組立方法に従って組み立てたとき、誤りがなく、容易に、かつ確実に組み立てられることをいう。
- ② 「使用上支障のある緩み、がた、変形等」には、著しい曲がり、ねじれ、傾き等を含むものとする。

(4) 認定基準 [3. 1. (3)]

- ・ 「可動部」とは、回転するフレーム等をいう。

(5) 認定基準 [3. 1. (4)]

- ・ 「移動防止のための措置」とは、ストッパ機能付きキャスタが2個以上、または固定脚が2個以上取り付けられている構造のことをいう。

(6) 認定基準 [3. 1. (5)]

- ・ 「調節限度表示を有すること」には、調節限度表示が容易に消えない方法で見やすい位置に表示されており、使用者にとって容易に理解できるものであることも含むものとする。

2. 強度

(1) 認定基準 [3. 2. (1)]

- ・ 「使用上支障のある異状」には、破断、外れ、割れ、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等を含むものとする。

(2) 基準確認方法 [3. 2. (1)]

- ① ハンガーを使用状態にして、十分に剛性のある水平・平坦な床面に静かに置く。このとき、キャストを有するものには、すべてのキャストに移動防止の措置を講じる。
- ② 図1に示すように、表示耐荷重の2倍に相当する重錘を、すべての洋服掛けの支持部間に約10cm間隔で均等に吊り下げ、24時間放置する。
- ③ 重錘を吊り下げるためのひもは、重錘が構成部材等に当たらない長さとする。
- ④ 重錘を負荷しているときに、洋服掛け、洋服掛けの支持部、フレーム等に破損、破断、外れ、割れ等がないことを確認する。
- ⑤ 重錘を除去したときに、洋服掛け、洋服掛けの支持部、フレーム等に破損、変形、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等がないことを確認する。
また、可動部、キャスト等が試験前と同じ状態であることを確認する。
- ⑥ 洋服掛けによって表示耐荷重が異なる場合は、その表示に従って試験を行ない確認する。

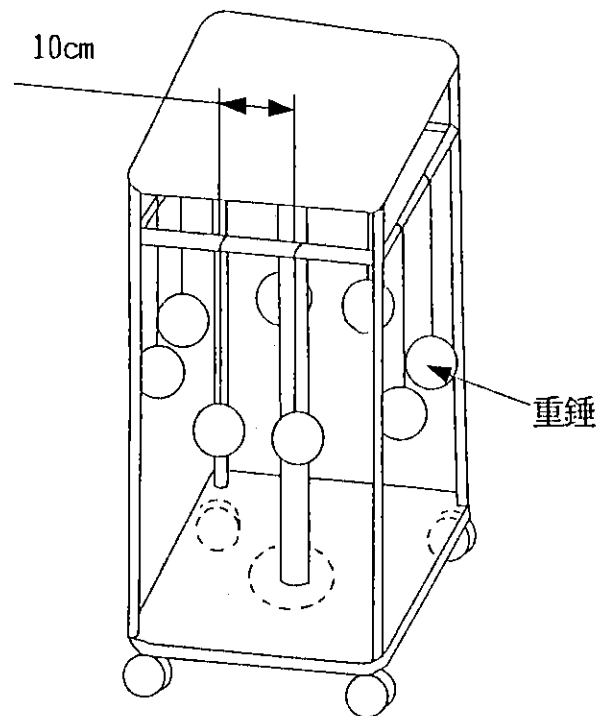


図1 耐荷重試験

(3) 認定基準 [3. 2. (2)]

- ・ 「使用上支障のある異状」には、破断、外れ、割れ、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等を含むものとする。

(4) 基準確認方法 [3. 2. (2)]

- ① ハンガーを使用状態にして、十分に剛性のある水平・平たんな床面に静かに置く。このとき、キャストを有するものにおいては、すべてのキャストに移動防止の措置を講じる。
- ② 図1に示すように、表示耐荷重の2倍に相当する重錘を、すべての洋服掛けの支持部間に約10cm間隔で均等に吊り下げ、すべての回転部を10回転させる。
- ③ 重錘を吊り下げるためのひもは、重錘が構成部材等に当たらない長さとする。
- ④ 重錘を負荷しているときに、洋服掛け、洋服掛けの支持部、フレーム等に破損、破断、外れ、割れ等がないことを確認する。
- ⑤ 重錘を除去したときに、洋服掛け、洋服掛けの支持部、フレーム等に破損、変形、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等がないことを確認する。
また、可動部、キャスト等が試験前と同じ状態であることを確認する。
- ⑥ 洋服掛けによって表示耐荷重が異なる場合は、その表示に従って試験を行ない確認する。

(5) 認定基準 [3. 2. (3)]

- ・ 「使用上支障のある異状」には、破断、外れ、割れ、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等を含むものとする。

(6) 基準確認方法 [3. 2. (3)]

- ① ハンガーを使用状態にして、十分に剛性のある水平・平たんな床面に静かに置く。
- ② 図2に示すように、片側の脚部を滑り止め具で止める。次に、表示耐荷重に相当する重錘を、洋服掛けのいずれか片側（脚部を止めている側）支持部間に約10cm間隔で均等に吊り下げ、24時間放置する。このとき、キャストを有するものにおいては、最も転倒しやすい向きに調整して試験を行なう。
なお、ハンガーの構造が非対称である場合は、最も転倒しやすい条件で試験を行なう。
- ③ 重錘を吊り下げるためのひもは、重錘が構成部材等に当たらない長さとする。
- ④ 重錘を負荷しているときに、洋服掛け、洋服掛けの支持部、フレーム等に破損、破断、外れ、割れ等がないことを確認する。
- ⑤ 重錘を除去したときに、洋服掛け、洋服掛けの支持部、フレーム等に破損、変形、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等がないことを確認する。
また、可動部、キャスト等が試験前と同じ状態であることを確認する。

- ⑥ 洋服掛けによって表示耐荷重が異なる場合は、その表示に従って試験を行ない確認する。

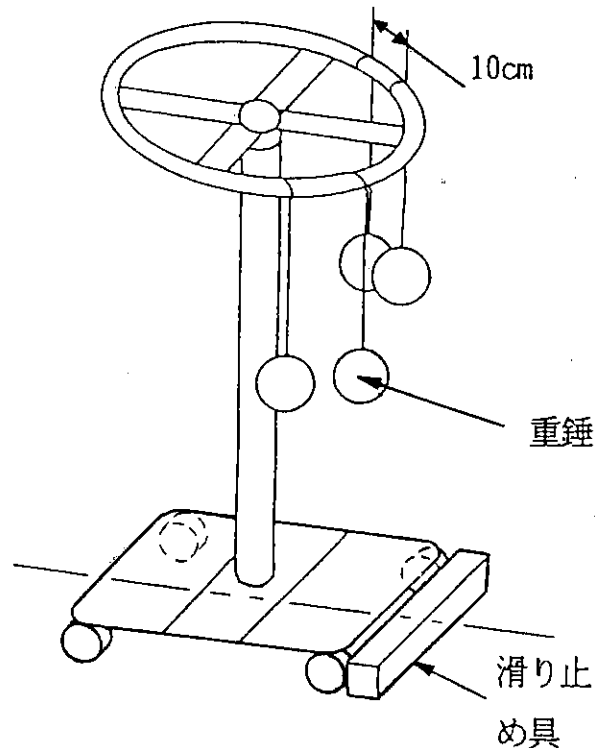


図2 偏荷重試験

(7) 認定基準 [3. 2. (4)]

- ・ 「使用上支障のある異状」には、破断、外れ、割れ、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等を含むものとする。

(8) 基準確認方法 [3. 2. (4)]

- ① ハンガーを使用状態にして、十分に剛性のある水平・平坦な床面に静かに置く。
- ② 図3に示すように、脚部が浮き上がらないように保持または固定する。次に、高さ 160cmの位置（高さが160cm に満たない場合は最上部）に幅約20cmの木製あて板を介して100N{10kgf} の荷重を水平に10秒間ずつ10回繰り返し加える。

なお、この試験は前後左右4方向についてそれぞれ行なう。

- ③ 荷重を負荷しているときに、洋服掛け、洋服掛けの支持部、フレーム等に破損、破断、外れ、割れ等がないことを確認する。
- ④ 荷重を除去したときに、洋服掛け、洋服掛けの支持部、フレーム等に破損、変形、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等がないことを確認する。

また、可動部、キャスト等が試験前と同じ状態であることを確認する。

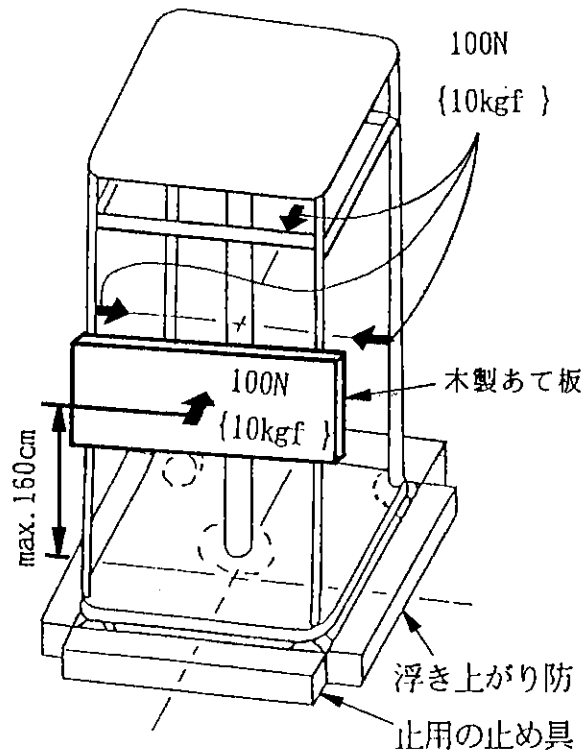


図3 耐水平荷重試験

(9) 認定基準 [3. 2. (5)]

- ・ 「使用上支障のある異状」には、破断、割れ、接着面のはがれ、著しい曲がり、ねじれ等を含むものとする。

(10) 基準確認方法 [3. 2. (5)]

- ① 図4に示すように棚板を両端支持する。次に、棚板上に棚板面積 1 d m^2 当たり質量 1.5 kg の重錘をほぼ等分布に載荷し、24時間放置する。
- ② 試験する棚板に天板は含めない。
- ③ 棚板が複数ある場合は、それぞれの棚板について試験を行ない確認する。
- ④ 重錘を負荷しているときに、破損、破断、割れ、接着面のはがれ等がないことを確認する。
- ⑤ 重錘を除去したときに、破損、変形、著しい曲がり、ねじれ等がないことを確認する。

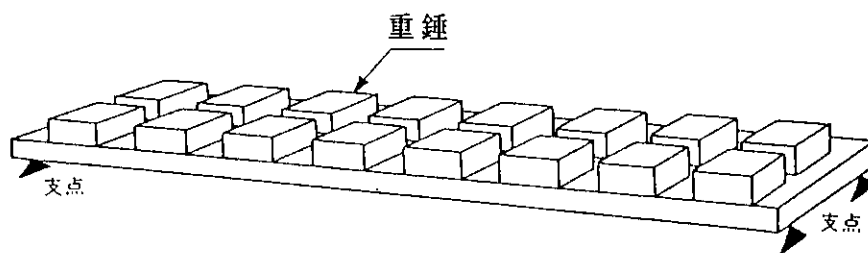


図4 棚板の耐荷重試験

(11) 認定基準 [3. 2. (6)]

- ・ 「使用上支障のある異状」には、破断、割れ、接着面のはがれ、著しい曲がり、ねじれ、傾き、固定部の緩み、がた等を含むものとする。

(12) 基準確認方法 [3. 2. (6)]

- ① ハンガーを使用状態にして、十分に剛性のある水平・平たんな床面に静かに置く。
- ② 図3に示すように、脚部が浮き上がらないように保持または固定する。次に、引出しを奥行きの内りの 4/5まで（引出しに抜け防止機構を有するものにあつては、引出しが引き出せなくなるまで）引き出す。引出しの深さ（図5参照）が265mm未満のものにあつては、容積1 d m³当たり質量 0.3kg、引出しの深さが265mm以上のものにあつては、容積1 d m³当たり質量 0.6kg（最大60kgまで）の重錘をほぼ等分布に載荷し、24時間放置する。
- ③ 引出しが複数ある場合は、それぞれの引出しについて試験を行ない確認する。
- ④ 重錘を負荷しているときに、破損、破断、割れ、接着面のはがれ等がないことを確認する。
- ⑤ 重錘を除去したときに、破損、変形、著しい曲がり、ねじれ等がないことを確認する。

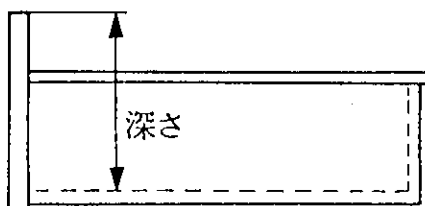


図5 引出しの深さ

3. 安定性

基準確認方法 [3. 3]

- ① 傾斜板は、厚さ約20mm以上の合板製を標準とし、ジャッキ等で静かに傾斜させることのできる構造のもので、かつ、滑り止め具が施されているものを原則とする。
- ② 最も転倒しやすい条件で試験を行ない確認する。
- ③ キャスタを有するものにあつては、最も転倒しやすい向きに調整して試験を行なう。
- ④ 「最大高さ」とは、製品本体に調節限度として表示されている高さをいう。

4. 材料

- ・ 認定基準 [3. 4]

- ① 「耐食性材料」とは、ステンレス鋼等のさびにくい金属材料をいう。
- ② 「防せい処理」とは、めっき、塗装等の処理をいう。

5. 付属品

- ・ 認定基準 [3. 5]

付属品の安全性の合否については、製品安全協会と検査機関で協議して判定するものとする。

Ⅲ. 表示及び取扱説明書について

1. 表示

(1) 認定基準 [4. 1]

「容易に消えない」とは、乾いた手または布でこすったとき、消滅もしくははく離がない状態をいう。

(2) 認定基準 [4. 1. (3)]

- ① 洋服掛けの支持部間ごとに耐荷重が異なる場合は、それぞれの耐荷重を表示する。
- ② 「男性スーツ」を「厚物」と、また「女性スーツ」を「薄物」と表示してもよい。

2. 取扱説明書

- ・ 認定基準 [4. 2]

組立及び使用方法は、図で明示することが望ましい。